

第60回

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会

日 時：令和5年2月13日（月）

午後4時00分から午後5時30分まで

会 場：奈良市役所本庁舎 中央棟6階 正庁

次 第

開 会

1. 要望書・嘆願書について
2. 今後の進め方について
3. その他

閉 会

第60回 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会 会議録

開催日時	令和5年2月13日（月） 午後4時00分から午後5時30分まで		
開催場所	奈良市役所 中央棟6階 正庁		
出席者	委員	渡邊信久 委員長、田中啓義 副委員長、安田美紗子 副委員長 鍵田美智子 委員、清水順子 委員、元島満義 委員、 森住明弘 委員、森田一成 委員、山口裕司 委員、 吉岡正志 委員、吉田隆一 委員【計11人出席】 (梅林聡介委員は、欠席)	
	事務局	仲川市長、向井副市長、矢倉環境部長、山口環境部次長、 前田環境部参事、鈴木環境部参事、稲場クリーンセンター建設 推進課長、西川クリーンセンター建設推進課課長補佐 他	
開催形態	公開（傍聴人15人）	担当課	環境部クリーンセンター建設推進課
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 要望書・嘆願書について 2 今後の進め方について 3 その他 		
決定又は 取り纏め 事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 候補地として、七条地区が前提である。 2 追分地区の建設現実性について、調査や検討を指示。 3 頻度を高めて集中審議を図る。 		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
<ol style="list-style-type: none"> 1 要望書・嘆願書について 【これまでの経緯と法的規制について】 ・ 追分地区の土地状況や法規制等について説明。盛土については、令和3年に発生した静岡県熱海市の土石流災害をきっかけに、今後、規制が厳しくなると考えられる。（事務局） ・ 法的に追分地区でクリーンセンターを建設することは可能か。また、建設にはどの程度の費用がかかるか、埋められているコンクリート殻などの経緯や実施者は把握しているのか、残土埋立があることは新クリーンセンター建設の妨げになるのか。（委員） ⇒法的には可能であるが、第二阪奈道路からの搬入となると、国土交通省等の道路管理者との協議や許可が必要である。法的な拘束以外に、第二種風致地区にあたるため、土地 			

に係る建蔽率が低くなるので物理的に可能か検討が必要である。残土埋立については調査中であり、今後、結果を報告する。(事務局)

【造成やアクセス道路等の整備及び費用について】

- ・造成費が高いから追分地区では建設が難しいと考えているのか。また、搬入は第二阪奈道路からのルート以外にあるのか。(委員)

⇒造成費以外にも搬入のための自動車専用道路が必要になることが考えられる。既存の道路は幅員が狭いため、第二阪奈道路から進入道路を設けることを考えているが、実現にはNEXCO西日本との協議が必要であるため時間がかかると考えられる。(事務局)

- ・どの程度の期間と費用を要するのか。(委員)

⇒今後、検証し、報告する。(事務局)

- ・令和3年の熱海市での土石流災害のような危ない状況であれば、更地での造成と異なるため、どの程度の費用がかかるか調べてもらいたい。また、国の対応を待つより、奈良市としてどのように対応できるか確認する必要がある。(委員)

【要望書・嘆願書を受けての考え方】

- ・要望書・嘆願書が出ているが、市はどのように考えているか。(委員)

⇒広域の枠組みが解除になったものの、七条地区で進めることが大前提であり、要望書、誘致提案を受けて直ちに候補地を変更するという話ではない。これまで策定委員会で検討を続けてきた経緯があり、候補地については策定委員会の中で慎重に議論を重ね、対応を検討する必要がある。(事務局)

2 今後の進め方について

【建設候補地について】

- ・市としての今後の方針はどうするのか。(委員)

⇒引き続き七条地区で説明会を実施していく。(事務局)

- ・七条地区は大和郡山市に隣接しているが、大和郡山市長の意見や、大和郡山市の市民から意見はないのか。(委員)

⇒大和郡山市からは、周辺の地元が反対していることを理由に、広域化からの離脱を判断したと聞いているが、本市の単独での建設計画については大和郡山市民からの反対意見は聞いていない。それぞれの自治体の判断に口を挟むことはできないが、広域化から離

れることによって、大和郡山市から 10 億円以上の財政出動が追加負担として発生する。

(事務局)

- ・ 2 施設が隣接することは現実的ではない。2 施設が隣接することになれば、奈良市と大和郡山市の両市民から理解を得る必要があるのではないかと。(委員)
- ・ 2 施設が隣接されると見栄えはいいものではないため、住民に配慮・考慮する必要がある。ただし、隣の市を気にして頓挫することも良くないため、政治的な要素もある。(委員)
- ・ 要望書には、市長は大和郡山市の施設と七条地区で 2 本の煙突を建てないと発言したとある。これに反することを市の方針として言っており、市民は不信感が募っている。(委員)
- ・ 追分地区の立候補について、周辺の自治会や連合会に周知されておらず、地元の総意とは現状では言えないと考えている。一方、七条地区では建設反対の要望書や嘆願書が出ているが、事業説明を聞いてくれる住民や土地所有者もいる。これまで事業計画を進めていることから、粘り強く説明を続けたい。(事務局)

【公害調停に係る事項について】

- ・ 七条地区の近くに養護学校があるが、公害調停条項に抵触するのか。(委員)
⇒追分地区の候補地から 300m 以内に特別養護老人ホームがあるが、公害調停条項第 2 条に特別養護老人ホームは含まれないので抵触しない。一方、七条地区は学校や病院が近辺にあり、調停条項第 2 条に抵触する。適地選定は、経済性と地元同意、環境面の 3 つがある。2 地区を比較した場合、追分地区を検討する価値があるのではないかと。(委員)
- ・ 追分地区では、公害調停に抵触しないとのことだが、特別養護老人ホームが近くにあるが問題はないか。(事務局)
⇒調停条項ができた当時は、小さい子供ほど健康により影響があるという意味で例示しているが、調停条項に当たらなければ良いということではない。また、追分地区か七条地区かという 0 か 100 かの議論ではない。2 つの候補地があったとき、追分地区のほうが事業を実施しやすいと考えられるが、七条地区の候補も残す。公害調停が締結された事実を鑑みて、現施設が今の場所にあることが一番の問題であると考えている。(委員)
- ・ 公害調停が締結された当時と現在では、排ガスは 100 倍程度きれいになっている。公害調停条項第 2 条にある 300m の精神は遵守しながら、当時と現代の技術の差を考慮した上で比較検討すればよいのではないかと。(委員)

- ・追分地区の立候補理由には、これから目指すべきごみ焼却施設を掲げている。気候変動が進み、取り返しがつかなくなる前に対策を打たなければならず、カーボンニュートラルに向けた中間目標年である 2030 年まであと 7 年しかなく、待ったなしの状況である。(委員)
- ・これからのごみ処理では、リサイクルやエネルギー利用をしていく必要がある。現代を反映していない公害調停条項に縛られすぎると身動きできなくなるのではないか。(委員)
- ・公害調停条項第 2 条に抵触してもよいのなら、左京地区で現地建替も可能ではないかという意見が出てくる。(委員)

⇒健康被害や環境問題以外にも様々な論点により移設することが約束された経緯がある。

環境問題は市民であれば全員が負担するべきであり、1 箇所に長い間施設があるよりも移動していくほうが公平であるという考えもある。移設することは変わらない認識である。(委員)

⇒法的に定めたものを外してしまうと、約束事を守らなくていいという宣伝になってしまうおそれもある。(委員)

⇒移設することの決定を守るという話であれば、公害調停条項第 2 条も守るべきであり、このまま七条地区で進めることはおかしいと感じる。(委員)

【今後の方向性について】

- ・要望書では、公害を問題に反対という理由を使っていない。一般市民の認識も公害は昔より改善されており、技術進歩やデータ立証してきた成果であると思う。地元に対しての説明の仕方が悪く、不信感をもたれている。(委員)

⇒人口減少により、公共サービスを共有することが前提になるが、大和郡山市との広域化断念の経緯については、奈良市の判断というものではなく、外的要因である大和郡山市の判断からなるものである。広域化断念による不信感に対してはしっかりと説明していかないといけない。どの地域やどの事業でも同じであるが、諸手を挙げての賛成は難しい。地域の賛成が得られなければ進めない、ということであれば事業は全く進展しない。地域理解を得られるように、引き続き努力していくことが大切である。反対要望書が出るたびに変更すると、二転三転してしまい、反対意見さえ挙げれば自分の場所は候補地にならないという宣伝になってしまい、事業が進まなくなる。(事務局)

- ・他の市町村では市長自身が先頭に立って説明をしている。七条地区で煙突が 2 本となることについて市長がしっかり謝らないといけない。(委員)

⇒これからも誠意を持って事業を進めたい。(事務局)

- ・議論のとおり課題が多くある。二兎を追う状況にあり、委員としても判断に苦慮する。(委員)
- ・足の引っ張り合いではなく、建設的に比較衡量してどれが最適かを考えるのが一番重要ではないか。(委員)
- ・今後の進め方について、追分地区は策定委員会での意見をもとに、現実性を調査すること。広域化と現時点での状況が違うことを委員にも理解してもらいたい。(委員)
- ・七条地区は広域化が前提にあり、その前提が崩れていることから、住民の思いが要望書に表れているのかと思う。前提が崩れた以上見直しをする必要がある。(委員)
- ・後ろ向きの議論ではなく、前向きな議論を進めるため、奈良市がどのような施設を考えているのか、施設の提案があれば策定委員会の中で議論していきたい。施設や構想についての議論が深まれば、反対意見の中でも違った目線も出てくると思う。(委員)

3 その他

【これからの委員会の進めかたについて】

- ・今後は、勉強会を含めて検討を進める必要がある。今後の進め方について、事務局から提案を求める。(委員)
- ⇒月1回ほどのペースで議論ができるとよい。(事務局)
- ・現在の候補地になっている自治会の方や各課題や論点に関する専門家をオブザーバーや情報提供のための一時的な参加者として呼んでもよいと考えている。また、非公開での委員会の開催を検討してもよいと考える。(委員)
- ・追分地区に委員が行くか、追分地区の方に来てもらうことが最初である。当事者の思いを聞かなければよい議論はできない。(委員)
- ・策定委員会の開催間隔が開くと状況理解が難しくなるため、頻度を高めてほしい。(委員)
- ・前回の策定委員会では、全体の進捗は進んでいる印象をもったが、現状が要望書である。一喜一憂せず方向性を決めて前向きな議論を進める必要がある。(委員)

資 料	<ol style="list-style-type: none">1. 次第2. 会場配席図3. 委員名簿4. クリーンセンター建設計画策定委員会規則5. 調停条項6. 第60回クリーンセンター建設計画策定委員会資料
-----	--